



事務連絡
平成17年3月15日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部（局）
院内感染対策主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

厚生労働省健康局疾病対策課

透析医療機関における感染防止対策の徹底について

先般、宮崎県宮崎市内の医療機関において、感染防止対策上不適切な機器操作に起因するC型肝炎ウイルスの集団感染事例が発生し、その後も新たな感染者が確認されたところです。

透析医療機関における感染防止対策の徹底については、これまでも「平成16年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について」（平成16年5月27日付け医政発第0527004号厚生労働省医政局長通知）、「透析医療機関における院内感染対策の推進について」（平成16年11月22日付け医政指発第1122001号・健疾発第1122001号厚生労働省医政局指導課長・健康局疾病対策課長連名通知）等により、貴職に対し適切な対応方を重ねてお願いしてきたところですが、医療を受ける者に対し良質かつ適切な医療を提供すべき医療機関において、依然として透析医療に係る集団感染事例が発生している現状に鑑み、より一層の重点的対策の徹底が求められているところです。

貴課におかれては、貴管下にて透析医療を行っているすべての病院及び診療所に対し、透析医療の提供に関する感染防止対策の再徹底について万全を期すよう、上記通知等の趣旨に沿った重点的な確認・指導方よろしくお願いします。